

平成31年2月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成31年3月4日(月)

[委員会の概要]

木下委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

なお、理事者各位に申し上げます。当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【説明事項】

○提出案件について

【報告事項】

○「徳島県野生鳥獣肉解体処理加工施設整備指針(案)」について(資料①)

板東県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料(その3)によりまして、2月定例会県議会に追加提出いたしました環境対策関係の案件について、御説明申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について、御説明を申し上げ、その後、順次、各所管部局長から御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成30年度歳入歳出補正予算(案)及び繰越明許費でございます。

説明資料(その3)の1ページをお開きください。まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。平成30年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、9億2,659万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、23億6,231万7,000円となっております。

このうち県民環境部の補正総額は、同表の上から2段目の左から3列目の欄に記載のとおり、3億757万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、4億1,626万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。次に、県民環境部の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。環境首都課でございます。目名、環境衛生指導費の適応欄①の一般環境対策費におきまして、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、1億7,586万3,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、1億6,843万4,000円となっております。

続きまして、環境指導課でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付金の所要額の確定などにより、5,013万2,000円の減額をお願いしております。環境指導課合計では、6,279万7,000円の減額となり、補正後予算額は、7,149万8,000円となっております。

続きまして、環境管理課でございます。目名、公害対策費の摘要欄①の一般公害対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、3,812万9,000円の減額をお願いしております。環境管理課合計では、6,891万6,000円の減額となり、補正後予算額は、1億7,633万1,000円となっております。

続きまして、10ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。追加分でございますが、環境首都課所管の一般環境対策費では、県庁水素ステーションの修繕工事につきまして、材料入荷の遅れなどにより、年度内の完成が困難になったことから、742万円の繰越しをお願いするものでございます。

今議会に追加提出をいたしました県民環境部関係の案件の説明は、以上でございます。なお、県民環境部関係の報告事項は、ございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西條消費者くらし安全局長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における平成30年度一般会計2月補正予算案といたしまして、上から2番目の危機管理部の欄の左から3列目に記載のとおり、480万円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額は、1億4,672万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。消費者くらし政策課の計画調査費の摘要欄①、地方創生の深化のための支援費において、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による減額などにより、消費者くらし政策課全体で480万円の減額補正を計上いたしております。危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、1点御報告いたします。お手元に御配付の資料1-1を御覧ください。徳島県野生鳥獣肉解体処理加工施設整備指針(案)についてでございます。1、趣旨についてでございます。徳島県野生鳥獣肉解体処理加工施設整備指針(案)は、ニホンジカやイノシシによる被害が深刻化する一方、捕獲の担い手である狩猟者の高齢化と減少が進んでいる現状を踏まえ、ジビエの利活用を通じた、狩猟の魅力向上を図るべく、ジビエ処理加工施設の整備指針を定めるものでございます。

2、具体的取組についてでございます。まず、(1)「空白地域」へのジビエ処理加工施設の設置促進といたしまして、広域的なジビエ処理加工施設の設置、遊休施設を活用したジビエ処理加工施設の設置を促進いたします。また、(2)移動式解体処理車、いわゆるジビエカーや保冷車の導入促進につきましては、搬入先となるジビエ処理加工施設との連携、走行性など地域の実情への適合、維持管理面などの経済性に留意しつつ、ジビエカー又は保冷車の導入を促進いたします。さらに、(3)人材の育成につきましては、適切な衛生管理の知識や技術を有した狩猟者であるジビエハンターの育成や、ジビエ処理加工施

設において、解体処理等に従事する次世代の人材育成に努めてまいります。

3、重点的に実施する取組についてでございます。市町村・地区猟友会などの関係団体等が連携し、具体的な協議が進んでいる地域から、広域的なジビエ処理加工施設などの設置を促進するとともに、設置に当たっては、目的や目標処理頭数の明確化、健全な経営の確保に留意しつつ、進めてまいります。

4、今後の予定といたしましては、今議会での御論議やパブリックコメントを経て、平成31年4月に公表したいと考えております。

詳細につきましては、資料1-2、徳島県野生鳥獣肉解体処理加工施設整備指針(案)を御参照ください。以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

宮本農林水産部副部長

農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)、1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。補正額欄、上から3段目に記載のとおり、6億3,518万9,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、12億4,344万円となっております。補正後の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、農林水産部の主要事項について、御説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。まず、もうかるブランド推進課でございます。植物防疫費の摘要欄①、病害虫・防除対策費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、168万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、畜産振興課でございます。畜産振興費の摘要欄①、畜産環境対策費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、896万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、林業戦略課でございます。造林費の摘要欄②、森林環境保全整備事業費におきまして、昨年7月豪雨災害に伴う事業予定箇所の中止などを含め国庫補助事業費の確定に伴い、4億7,724万7,000円の減額をお願いするなど、合計で、5億1,116万円の減額をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。農山漁村振興課でございます。農業総務費の摘要欄①、農作物鳥獣被害防止対策費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、6,120万円の減額をお願いするものでございます。

森林整備課でございます。治山費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、合計で、5,217万7,000円の減額をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。繰越明許費の追加についてでございます。森林整備課の治山事業費につきまして、1億6,073万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費の変更でございます。今定例会におきまして、先議により、繰越しを御承認いただきました林業戦略課の森林環境保全整備事業費につきまして、5億円への繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず、翌年度に繰り越すものでございます。今後とも、できる限り早期の事業推進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

提出案件の説明は、以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

大塚県土整備部副部長

県土整備部関係の提出案件につきまして、説明いたします。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。

表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、2,170万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、5億4,682万9,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、502万5,000円の減額となっております。

7ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、河川整備課におきまして、河川海岸維持修繕費の補正により、500万円の増額をお願いしております。

次に、水・環境課におきまして、農業集落排水整備事業費の補正など、合計で、1,329万5,000円の減額をお願いしております。

また、運輸政策課におきまして、港湾海岸施設維持補修費の補正により、3,000万円の増額をお願いしております。

8ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、県債償還金の補正など、合計で、502万5,000円の減額をお願いしております。

12ページをお開きください。繰越明許費でございます。事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成31年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。一般会計におきまして、翌年度繰越予定額423万7,000円となっております。

この事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、13ページを御覧ください。地方債でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勢井副教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

総括表の下から2段目でございますように、教育委員会関係では、73万5,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、906万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。

学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、73万5,000円の減額をお願いいたしております。

教育委員会関係の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

木下委員長

以上で、説明等は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

高井委員

1期目最後の委員会ですので、よろしくお願いしたいと思っております。私のほうから大きく分けて2点質問があります。まずは、剣山周りの環境整備に関するところでございまして、当初予算にも自然公園等施設整備事業(剣山等施設整備事業)ということで4,300万円を付けていただきました。この間、私もトイレの整備、木道のことも言ってまいりました。ありがとうございます。きちんと載せていただいていることに感謝したいと思います。まず、この予算について特にトイレ整備等についても入れていただいているようですが、御説明いただきたいと思っております。

河崎環境首都課長

剣山のトイレにつきましては、平成30年の6月付託委員会であったかと思っておりますけれども、高井委員から過去にオーバーユースに伴う環境への支障が懸念されていたということで、剣山山系のトイレに関連する御質問として、老朽化が進む^{みのこし}剣山の見越第一駐車場のトイレ、これについて中高年の登山者が増える中で、洋式化などいろいろな対策を検討すべきではないかというような御提案を頂いたと記憶しております。

当課におきましては、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることなどを見据えまして、例えば、瀬戸内海国立公園に含まれる鳴門公園や剣山国立公園などの自然公園を含む観光地におきまして、インバウンド対策を進めているところでございます。

そして性別を問わず、また幅広い年齢層の方々に等しく快適に自然公園を利用していただけよう、また本県の主要な観光地である鳴門公園や剣山のイメージアップにつながりますよう、平成31年度は、鳴門公園内の公衆トイレの洋式化に向けまして、長寿命化計画の策定と改修設計を、そして剣山の見越^{みのこし}第一駐車場のトイレにつきましては、多機能トイレの整備や洋式化に向けて、気象条件等の制約はございますけれども、可能であれば改修設計と施工を行いたいと考えており、平成31年度当初予算案において、これら所要の経費の予算措置をお願いしたところでございます。

高井委員

御丁寧にありがとうございます。正に山開きもいよいよ4月、5月と近くなってまいりまして、山がお好きな方にとって、特に女性が増えている中でトイレの整備は非常に大事でありまして、観光政策にも資する、また、健康上も登山はすごくいいですので、そうし

た整備をしていただけることは大変有り難いと思っております。

先ほど言っていたとおりに多機能型のトイレにさせていただくことも含め、予算措置をしていただいておりますが、日程的なものというか、いつぐらいに向けて、目標というか使えるようになる状況になっていくのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

河崎環境首都課長

見越^{みのこし}第一駐車場のトイレに焦点を絞ってお答えをいたしますと、標高が相当高いということもございまして、気温が非常に低くなる時期がございます。

工事関係につきましては、支障となるような時期もございますので、できるだけ早くということで年度内に完成ということを目指したいとは考えておりますけれども、設計を行い、そして着工の時期によりましては、冬季の間、工事ができないということも予測されますので、今、確実に何月くらいに、というところまで明確にお答えするのは非常に難しいですけれども、可能であれば年内、そうでなくても、できるだけ早く完成させたいと考えております。

高井委員

今年は、雪が少なかったわけですが、去年のように災害が多かったり、雨の災害等で木道が大分崩れたりしていた所や登山道も修繕もしていただいておりますので、是非順調に進むように期待したいと思いますが、状況はよく理解できますので、鋭意うまく進むように祈っていきたいと思います。

同時に、先般来も登山道、木道でキレンゲショウマが見られる所がしばらく崩れていて見られなかった、通れなかったという所が、通れるようになったというふうに聞いております。

また私も4月の山開きの時には行こうと思っておりますが、登山道というか木道の整備等の状況について、今分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

河崎環境首都課長

今の御質問でございましたキレンゲショウマの所在地につきましては、当課の所管外ということではございますけれども、頂上の木道につきましては、当課のほうで執行をさせていただきます。

剣山山頂の木道整備でございますが、これは第1期につきましては、平成5年から平成8年にかけて整備をされたものでございまして、その後、風雪にさらされて、またスパイク等に踏みつけられまして、傷みが相当激しくなってきたということで、第2期の平成15年に整備をして、更に相当の時期を経ておりました。

平成27年度に木道の整備設計を行いまして、平成28年度は周辺の植生調査を行いました。そして平成28年度から木道整備にかかりたいとは考えておりましたが、諸般の事情で繰越しとなりまして、平成29年度から木道の再整備、メインとしては補修でございますが、新たに植生が後退している所につきましては、新設を含めて頂上付近で展開をさせていただいているところでございます。

そして計画どおり順調にいきますと、平成32年度にはそれが全て完了できるというふうに見込んでおりまして、来年度は優先してトイレの整備をしたいと考えておりますので、規模的には木道整備は若干小さくなりますけれども、その後平成32年度には、全ての完了に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

高井委員

見込み等も言っていただきまして大変うれしく思っております。

加えて、予算の中で、三嶺^{みうね}の避難小屋も改修していただくような予定になっているのでしょうか、この件についても分かる範囲で教えていただきたいと思います。

河崎環境首都課長

三嶺^{みうね}の避難小屋でございますけれども、あそこはやはり1,800メートル級の山でございますので、標高が非常に高くて風雨が非常に激しい、特に風が強くて今の小屋につきましては、その風に耐えるといえますか、そういうふうな設計にはしておりますけれども、時間を経まして少々心もとなく思っております。

ということで、風対策といえますか、それに対する強化を行いたいと、そして安全、安心にいつまでもお使いいただけるようにというような工事をさせていただきたいと考えております。

高井委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。また、これにより環境政策に資し、また健康にも資するように整備されていくように、また私も、剣山の良さを宣伝もしていきたいと思ひますし、この度は大変ありがとうございました。

剣山の件は以上でおきまして、もう1個の件、自然エネルギー立県とくしま推進戦略にも入っておりましたが、太陽光のエネルギー政策についての件であります。

最近しばらく、新聞紙上等、にぎわせておりましたが、農地転用の問題等、様々なことがございました。先般判決も出たようであります。徳島県としては、頂きましたこの自然エネルギー立県とくしま推進戦略によると、「太陽光パネルのリサイクルをはじめ、新たな処理技術により『設置から処分まで一貫したシステム』が構築されている」というふうなことが目指すべき将来像の中に書いてあります。

そういう意味で、太陽光パネルの処分の問題等も含めて、今、県内で非常に増えておりますし、特に私の地元の三好市三野町のほうも耕作放棄地であった所がどんどん太陽光パネルが立地されておりまして、ある意味で地域のほうからどんどん増えていくのは許可が出ているので仕方がないことなのかもしれませんが、やはり見栄えが悪かったりとか、営農型というのですか、最近、ちょっと高めのもので導入されている関係で日当たりが悪くなったという事や、下に水が溜まったりしてボウフラが湧くのではないとか、いろいろな懸念の声があるのも事実です。

使用年数が20年というふうになつて、パネル自体も20年とか30年とか言われておりますが、その後はどうなるんだろう、きちんと撤去していただいたり、何か処置をしてくれるんだろうか、そういう声もいろいろ聞かれるわけでありまして。

ちょっと順番に確認をしていきたいと思うんですが、まず今の太陽光パネルの導入というか、設置状況について聞いていきたいと思います。

仕組みとしては、県が何かというよりも市町村の農業委員会のほうで、農地転用をするなら農地転用の許可をする。雑種地なら雑種地で、農業委員会が関与せずに許可ができるというふうになっているのでしょうか、まず導入の流れとタイプというのですか、営農型であったり普通の低いタイプのもあると思うんですが、ちょっと頭の整理のため、分かれば教えていただきたいと思います。

吉田農林水産政策課長

ただいま、太陽光発電施設の整備にあたる農地転用のタイプにどういったものがあるかという御質問かと考えてございます。

まず、通常、農地転用をするということは、一般的に農地から農地以外へ目的を変更して、その後太陽光パネルを設置する。通常の農地転用というものがあります。

もう1点の営農型太陽光発電と申しますのは、農地に支柱を立てまして営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置することによりまして、農業と発電を両立する仕組みを指すものでございます。この場合、支柱の基礎の部分につきまして、農地の一時転用許可が必要となってございます。こういったタイプの二通りあるかと考えてございます。

高井委員

営農型の場合は下で農業しなければいけないということが前提になり、引き続き農業委員会が農地を監視、管理というか、きちんとしていなければ、きちんとしろというふうに指導できるということによろしいんですね。

そうしましたら、もう一つのタイプのほうは農業も何もしなくていいというのであれば、許可を出した後の監視というか、きちんと問題が起きていないかどうかという点においては、特にチェックすべき項目というのはないのでしょうか。

吉田農林水産政策課

農地転用が許可されて、目的のとおり適切に転用目的とする設備がしっかりとそこで継続されておれば、もちろんそこで農地転用許可があるものですから、農地法の範ちゅうを超えてしまいます。

高井委員

今回の阿南等の問題については、そのことを受けて、県からも厳格な運用を求める通知を出したというふうな御答弁が確か本会議であったかと思いますが、これは先般判決が出ましたが、改めてこれから出すということなんでしょうか、それとも、もう出してそれにとりきちんと調べていくということになるんでしょうか。

吉田農林水産政策課長

ただいま、農地転用をめぐる課題にどのように今後対応していくのかという御趣旨の御

質問かと考えてございます。

農地と言いますのは、国民の食料の確保はもとよりでございますが、生産性や集積性の高い農業を実現していくために、その生産の基盤となる優良な農地を一定の規模の広がりを持って確保していくことが重要でございます。

県では、これまでも市町村の農業委員会に対しまして、農地法に関する説明会や研修会の開催を通じ、関連する法改正の周知や助言等を行い、適切な運用がなされるように努めてまいってきたところでございます。

農地転用をめぐる不適正事案が発生した場合には、速やかに県内農業委員会に対しまして、委員の綱紀粛正について通知するなど、綱紀の保持の徹底に努めてきたところでございます。

また、優良な農地が資材置場として転用された後、短期間のうちに太陽光発電施設が設置されていた事例がございましたことから、県内全ての農業委員会に対しまして、農地転用許可申請の審査に当たっては、その内容等を十分確認精査した上で、慎重に判断を行うよう周知徹底を図ったところでございます。

今後、県、農業会議、市町村それから農業委員会の方にお集まりいただきまして、対策会議を開催し、これら課題に関する情報や対応策を共有するなど、農地利用の適正化に向けた体制を強化してまいりたいと考えてございます。

高井委員

今の話によると、今後集まっていたいただいてきちんと説明をするということでもあり、これからこういうふうに、要するに脱法に近い形で、すぐに転用する事例は許可されなくなっていくのではないかと思います。それとともに、おそらく営農型できちんと下の部分で農業が行われているかどうか、こうしたことのチェックと言いますか、監視をしていくということも多分必要になってくるんだろうと思います。

どうも、私の経験では三好のほうですが、営農型でやっている所の下の部分のところにいろんな看板等も貼られていまして、写真を撮ってはならずみたいなことを書いてあるんです。それはどういうことなんだろうというふうに思うんですが、誰かに写真を撮って訴えられたら困るということなのか。事実上、農業委員の皆様も常時仕事としてそういう監視をやっているわけではないと思いますので、何か多分、十分に営農がなされていない所など連絡があったら対応するというふうな形になっていくのかなというふうには思っています。要するに県の側としては、特にそういうふうに管理するという責務はないわけで、営農型においてきちんとされているかどうかというのは農業委員会のほうに管理してもらおうという理解でよろしいのでしょうか。

吉田農林水産政策課長

ただいま、営農型発電施設に関係してしっかりと指導をしていただきたいという御趣旨の御質問かと存じております。

営農型の太陽光発電施設の設置要件といたしましては、転用の妨げとなるような周辺の方々から同意があるということ。先ほど委員がおっしゃいましたように、日陰になって作物が十分育たなくならないようにということもございまして、施設の農地の部分でしか

りと営農が行われているということがこの要件でございます。

これらは、毎年そういった作付状況等について農業委員会に報告をしていただくことになってございまして、しっかりと農業委員会で現地確認をしていただきながら適切に運用いただけるよう、県としてしっかりと指導助言してまいりたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

高井委員

なかなか件数が多いと農業委員会のほうも大変なことかもしれませんが、しかし地域から懸念の声も上がっておりますので、しっかりと対応していただけるように県のほうもバックアップをお願いをしたいと思えます。

そして次の撤去のほうの問題ですが、今国のほうでも、事業者の側が太陽光パネルが耐用年数を過ぎた後、若しくは、例えば災害等で壊れたり何かした時には、恐らく撤去するとか直すとか、そういうことをしていくような形、ルールになっているはずだろうと思うのですが、その撤去費用を基本的には業者の側が積み立てて、資産を確認した上で許可が下りるということになっているんだろうと思うのです。しかし、この間で急速に太陽光がここまでどんどん普及してきまして、恐らく耐用年数が20年と考えるのであれば、後10年ぐらいの時には、耐用年数を過ぎた太陽光パネルがいっぱいできてくるということも懸念します。

また、太陽光パネルのものにもよるのだろうと思うのですが、中に有害物質が入っていないかどうか。またその耐用年数がもっと20年いけるはずなのに、きちんとできていないものであれば早く壊れてしまったり、発電しなくなったり、若しくは逆に性能が良くなって、30年、40年もつものもあるのかもしれない。

多分、製品ごとに違う部分はあるのではないかなと思うのですが、しかし、いよいよ20年たった時に、きちんと撤去したり、直したりということをしてくれるかどうかというのは、非常に懸念の声があります。

今ほとんど農地自体は権利者、所有者が持っていて太陽光パネルを貸し出しているという契約の方が多いと思えます。うちのほうでも耕作放棄地に放っておくよりは、太陽光パネルを置いて売電をして収入があったほうが、高齢の方には非常にメリットがあるということで、それを売りにどんどん進出をして、どんどんパネルが増えてきたのは事実であります。

私も何件か相談を受けたりしたこともありますが、ほとんど農業ができなくなった方というのは高齢の方が多くて、20年後30年後その方がお元気で契約更新の際に、きちんと交渉ができるのかどうか、そうしたことも不安であります。

例えば御家族や御親族が近くにいたり、引き継いでいってくれるような状況であればいいのですが、息子さんや娘さんが県外におられるとか、20年過ぎた後に続いて管理ができないとかいった場合に問題が生じてくる可能性もあり、懸念もしております。

そこで国のほうでも、いろいろ積立金をどこか別にきちんと確保するような仕組みを作るということも検討には入っているようですが、今言ったような懸念ということに対しては、今は当面何か行政の側でできることが有るのか無いのか、教えていただきたいと思えます。

阿宮環境指導課長

ただいま、太陽光パネルの処分についての御懸念、御指摘を頂いたところでございます。太陽光発電設備の排出につきましては、製品寿命、ユーザー都合による排出ですとか、不具合故障による排出等々縷々あると思うんですけれども、将来的には委員が御指摘のとおり、大量の廃棄が見込まれるといったところがございまして、国におきましては、まず平成28年3月に既存の法制度ですとか、それから留意事項といった基本的な事項を整理して、いわゆる太陽光発電設備に関するガイドラインというものを策定しておるものでございます。

そのガイドラインにおきましては、太陽光発電設備の所有者、それから使用済み太陽光発電設備の撤去事業者、それからそれを排出する事業者、また収集運搬業者、それからリユースの関連事業者、それからリサイクル処分業者等々の関係者が、設備の撤去、運搬、処分を行おうとする際の実態調査における関係者における役割ですとか、留意事項というものが整理されているものでございます。

ただ、その内容が、なかなか不十分な点もございましたので、環境省におきましては省内において改めての検討組織を立ち上げた上で、平成29年9月に総務省から受けたいろいろな実態調査に基づく勧告等も踏まえまして、昨年の12月になります、当該ガイドラインの第2版としての改定を行ったところでございます。

その第2版のガイドラインにおきまして、改定された主な内容といたしましては、埋立て処分をする場合の処分方法の明確化でありますとか、太陽電池モジュールに含まれる鉛等の有害物質に関する情報提供、これをしっかりやっていくといったことでの関係者の役割の明確化といったことと、これも委員から御指摘がございましたが、災害時の対応に関する留意事項の追加といったことがなされているものでございます。

また、そうしたことと併せまして、御指摘がございましたとおり、太陽光パネルの廃棄にかかる積立金、これにつきましては、経済産業省の検討になりますけれども、第三者機関において分割徴収した上で、それを撤去の際の経費に充てていくといったような方向性、これも今正に検討されているところでございまして、報道によりますと2018年度中には結論を出していきたいといった方向で考えられていると聞いております。

県といたしましても、こうした国の動き、それに伴ったメーカー側の取組ですとか、その他引き続きこうした点についての状況把握、それから情報収集にしっかり努めてまいりまして、適正処理が確保されますように、まずは必要とされる市町村への技術的援助としての情報提供ですとか助言、それから関係業界団体へのいろいろな情報共有といったところをしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

高井委員

阿宮課長から丁寧に御説明いただきました。正に2018年度中に結論が出せるというのであれば良いことだと思いますし、是非この処分についての積立制度と申しますか、きちんと実が取れるような制度を国のほうで整備してほしいと思っておりますので、是非県のほうからも言っていただきたいと思っております。

加えて先ほどの話ですが、やはり何年か後にはこの太陽光パネルの処分の問題が大量に

出てくるのではないかと思います。鉛であったり、何か入っているものをきちんとした無害化と言うのですか、産業廃棄物のような形で処分するのであれば費用が掛かりますし、処分がきちんとできるような場所もいろいろ考えていかななくてはならない、構築していかななくてはならないと思いますし、埋立処分ということもあるのかもしれませんが、それも有害な物が入っていないということが多分前提になってくると思いますので、いろいろな懸念があります。

特に災害時などはこの前、広島と岡山等でも昨年の大きな土砂災害の時には太陽光パネルがあった場所が正に流されて、パネルが産業廃棄物になっているような映像も見たことがあります。そうした産業廃棄物というふうに処理をする場合、自治体が多分責任を持ってやることになるのではないかと思います。

そしたら被災をしている時、住民の避難であったり、それこそ基礎的なインフラを立て直す必要がある。また災害ゴミも多量な処分が急に迫る中で、太陽光パネルの処分の事まではなかなか手が回らないのではないかと思います。ということも心配をいたします。

有害物質がそのまま放置されたりして、非常に環境に負荷を与えることになっていけませんし、いろいろな意味で早めに国に対策を講じた上で市町村とも連携して、しっかり準備をしておくことが必要ではないかというふうに感じています。

なかなか今日明日の問題ではありませんが、長期的な視点からしっかりと対応していただけるようお願いしたいと思いますし、これから10年20年先を見ますとますます過疎化が進んで空き家と太陽光パネルが点在して放置されるということも懸念をいたします。

そうしたことも含めて、今、耕作放棄地を使って、もうかる一つの仕事、高齢者にとっても収入が得られるということでもどんどん増えてはおりますし、県のほうとしてもこの自然エネルギーに関する点からはいろいろな導入を促進していくという方針でもありますから、後々の事までしっかり考えながら取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

恐らく、この太陽光パネル自体のリサイクルなどもこれからの研究課題ではあるかと思いますが、処分等について地域でまだ確保していくことができるのかどうか、その辺は分かりますでしょうか。

阿宮環境指導課長

ただいま、高井委員から太陽光パネルの処分に関して地域のほうでいかがかといったような御質問、御指摘であったかと思っております。これにつきましても、現在、今度は環境省のほうの検討になりますが、太陽光パネルの再利用を義務化していこうといったようなことで、今、省内での検討が進められておるようでございます。

先ほど申しましたガイドラインにおきましても様々な収集運搬処分等に関するガイドラインを示しておるところですけれども、特にリサイクルの部分につきましては十分な義務付けがなされていないといったようなところもございます。

そういった点も踏まえまして、環境省におきましてはこの夏にも太陽光発電のリサイクル体制を議論するための検討会を省内で立ち上げるといったことで、これでパネルを利用した消費者、発電事業者に先ほどのリサイクル料金の支払を義務付ける仕組みなど、こうしたところも検討していくということで、早ければ来年の通常国会に関連法案が提出され

るのではないかとといったところで動いておるところでございます。

また、これも御指摘がございましたが、太陽光パネルは複雑な物質ですので、いろいろとリサイクルする上で科学的に技術的にいろいろと検討を要するところもございまして、そうしたところに関する研究開発の予算等も環境省のほうで計上されているところでございます。

そうしたところの動きも踏まえまして、都道府県において、また市町村において適正処理が確保されますように、そうしたところの情報収集それから状況の把握をいたしまして、しっかりといろいろ提供してまいりたいと思っております。

杉山自然エネルギー推進室長

太陽光パネルの大量廃棄また災害時の処理について、県といたしまして、また自然エネルギー協議会の会長県といたしまして、これまで重ねて国に対して提言を行ってきたところです。具体的には低廉な処理技術の開発、それからPCBと同様、国主導による広域的な処理システムの構築、これらについて提言してまいりました。

先ほど委員もおっしゃられました売電費用の一部を天引きして積み立てるという制度も我々の提言が反映されて、検討され始めた制度であると考えておるところでございます。今後も引き続き国に対して働き掛けてまいりたいと考えております。

高井委員

ありがとうございます。対応のほうをよろしくお願いいたします。

河崎環境首都課長

失礼します。先ほどの答弁の補足をお許しいただけたらと思います。

先ほど三嶺^{みうね}の避難小屋につきまして、強風が吹く場所で強度の確保に少々心もとないというような御説明をさせていただきましたけれども、いたずらに不安をあおるようなことがないよう、補足をさせていただきますと、現在、状況的には、まだそこまで至ってはな いんですけれども、いつまでも十分な強度を保ち続けることができるのか、これについて心もとないということで、予防措置としての強度の強化を図るということでございまして、その旨補足をさせていただきます。

長尾委員

先日の本会議で、以前提案しておりました川ごみサミットについて、知事から都道府県レベルでは初の開催を目指すという答弁がございましたが、いつ開催するかについては言及されてございませんでしたので、今日は、いつやるのかははっきりと御答弁願いたいと思います。

阿宮環境指導課長

ただいま、川ごみサミットについて御質問いただいたところでございます。改めましてこの川ごみサミットでございますが、川ごみ問題につきまして環境、河川関係団体等が結集して様々な取組を進めておられます全国川ごみネットワークといった組織の主催により

まして、市民団体、民間事業者の方、それから行政など多様な主体の意見交換の場を設けられまして、各地域、地元を巻き込んで川ごみ問題解決への検討を深めていくといったものでございます。

御承知のとおり、平成27年度からこれまでに4回、各地で開催されているところでございます。その川ごみネットワークの会員団体は、それぞれの地域におきまして、水辺環境の保全活動、それから清掃活動を通じた環境の保全、川を生かした町づくり等々に取り組んでおられるところでございます。御指摘がございました川ごみサミットでございますが、環境対策特別委員会6月の付託の際ですが、吉野川を中心に据えて川ごみサミットを開催すべきであるといったことで、当委員会で御意見いただいたところでございます。

それを受けまして、この度の知事の答弁でも述べていただいたとおり、県といたしましても、この企画につきましては河川流域で発生、流失、散乱しております川ごみの削減に加えまして、プラスチックごみ問題等についてもしっかりと考える機会になるものと捉えているものでございます。

なお、御指摘いただきました後、今年度中には川ごみサミットに関係する県民環境部と県土整備部との間で適宜、連携協働いたしまして、これまでの開催実績と今後の予定すとか、開催に当たっての主旨基本方針などにつきまして、当サミットを主催する全国川ごみネットワークとの接触をはじめといたしまして、関係する環境省、国土交通省の担当者の方々からも情報収集等を進めてきたところでございます。

昨年11月24日には、長野県の下諏訪町で開催されました今年度第4回の川ごみサミットin下諏訪のほうに私ども参加してまいりまして、実際の会議の様子を視察いたしますとともに、主催者の代表であります全国川ごみネットワークの座長、理事の方々とお話合いもして行く中で、来年度中の本県での開催に向けて、ただいま所要の調整を図っておるところでございます。

できるだけ早期に開催の決定がなされますよう引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

長尾委員

昨年提案した中で、調査をしたりして取り組んでおられることは評価するんですが、今の答弁では来年度中というか、この4月から1年間の間ということなんだけど、いろいろな台風の時期だとか、寒い時期とかそんなこと考えれば、当然、大体春夏秋冬で考えてみれば、やる時期というのはぐっと絞られてくると思うんだけど、そういう意味では具体的にいつ頃と考えているのかももう一步踏み込んだ答弁を願います。

阿宮環境指導課長

開催時期についての御質問を再度頂きました。ただいま、委員の御指摘にもございましたとおり、全国川ごみネットワークの関係団体におきましても、様々な活動があるところでございまして、それとこれも御指摘がありまして台風等を避けてといったようなことになってまいりますと、来年度中それでも大体時期が限られてまいりますので、秋頃ですとか、そうしたところでの調整になろうかと思うんですが、何分申しましたとおり全国川ごみネットワークにおいて主催決定されるものでございますので、こちら県といたしまして

も、そうしたような県の取組のいろいろなスケジュールも含めて調整を図りまして、来年度中できるだけ具体的な開催決定がなされるように鋭意調整をしておるところでございます。

長尾委員

だから来年度中だとか、今の話では限られてくるんだから、来年度の秋、今年の秋開催を目指すんだという答弁をすべきだと思うんだけど。もう一回答弁して。

板東県民環境部長

長尾委員から御質問も頂いていろいろな形で検討を進めてきて、先ほど阿宮課長のほうからも申し上げましたとおり、本会議の答弁に至ったわけでございます。

これから相手方と日程の調整もございますし、委員がおっしゃるように秋ぐらいが一番最適な時期かなと考えておりますので、そのぐらいの時期を念頭に皆さん方に自然環境にしっかり触れていただきながら、廃プラスチックの問題なども考えていただけるような時期ということで、そこらあたりを目指して頑張ってもらいたいと考えております。

長尾委員

今日の地元新聞にもプラスチックごみ問題については、日本政府も国連に対して提案をするというのを書いてあるぐらい、積極的に日本がやるというのは評価できるんだけど、徳島県は環境首都ということを標榜し、脱炭素社会でもそういうレベルの目標を考えているわけだから。しかも今度はG20とか、そんなことで環境関係を徳島でやるなんてことは、もっと積極的に決意表明を、秋を目指して頑張りますということが大事なんでね。ファジーな言い方をやめて、今の部長の答弁で明確に秋を目指すと、頑張るということで了解したいと思うので、一つ関係者の御努力を期待したいと思います。

それから次に、これもこれまでの委員会で何度も指摘をし、検討も要請をしてきた問題でありますけれども、今日も徳島新聞の一面に下水道、流域下水道の問題が載っており、今、水処理について大変県民の関心も高まっている中で、浄化槽から出る水の水質検査において、環境技術センターが判定基準を、適正か不適正かおおむね適正、こういうふうに評価してるわけだけでも、おおむね適正というのは本当にいいのかということ、決してそうではない。法律で決められた年1回の清掃をやっていないけれども、出ている水は水質検査上は問題ないからおおむね適正と。こういう表現だけれど、これもファジーな言い方だけれど。要は、はっきりいえば適正か、不適正かなんだけど、そこでおおむね適正があったらそうでないところもあるではないかということ、この前指摘したわけで、このことについて、関係団体とも協議をしていただいていると思うけれども、この年度内中に結論も出すような御答弁をいただいているので、今日、改めてその検討結果、どういう方向でいくのか、その方針を御答弁願いたいと思います。

三好水・環境課長

ただいま、委員から浄化槽の法定検査の総合判定について御質問を頂きました。この前から、委員会で御指摘を受けておりました、法定検査の結果を管理者に通知する検査結果

書におきましては、総合判定の欄に判定結果の水質が問題ない場合につきましては、いきなり不適正とはせずに、おおむね適正という言葉のみを記載しております。

法律上の遵守事項として、浄化槽法で年1回以上の清掃が義務付けられていることといたすのは、その結果表の中で清掃を意識していただくように促しておるんですけども、最後の欄で、おおむね適正という表現をしておりますので、清掃を年1回以上しなくてもよいと受け取られてしまう恐れがあるということで、指定検査機関と当課と直接指導を行う保健所等の担当で構成します法定検査検討会というのも何回か開いてきましたけども、その中で、総合判定の記載方法、ちょっと分かりにくいかと思っておりますけれども、これまでおおむね適正であるとのみ表記してきたところでもありますけれども、清掃の未実施など、浄化槽の管理に当たり、特に改善が必要な事項がある場合には、おおむね適正であるが、〇〇については特に改善が必要ですと明記するようなこととしまして、法律上の遵守事項に記載された不適正事項を十分に認識していただけるように、表記方法を改善したいと考えております。

ちょっと分かりにくいかと思うんですけども、総合判定の欄に、清掃なり、不適正な部分があるよということを明確にするように考えております。

長尾委員

だから総合判定の所に、適正、不適正、おおむね適正という所に、例えば年1回清掃をやっていない、その浄化槽について、それをどういうふうに具体的に表記するのか。

三好水・環境課長

ちょっと原本がないので、分かりづらいかと思うんですけども、総合判定が一番下の欄にくるんですけども、その上に法律上の遵守事項欄というのがございまして、そこには今までも清掃ができてないよとか、書き込んでおりました。それが最終欄の所でおおむね適正となることで、それを打ち消されているのではないかというような懸念がありましたので、おおむね適正であるが、というところを書いて米印を打ちまして、それについては特に改善が必要です、と書き込みます。

それで、上の欄にあります法律上の遵守事項欄に米印を打ちまして、明確に分かるようにということを今考えています。少し分かりにくいかと思うんですけども、以上です。

長尾委員

これは大変大きな変更事項でございます。今までおおむね適正と書いてきたのは何年ぐらいですか。

三好水・環境課長

この法定検査をやりましてから、判定結果を決めてから十数年来、おおむね適正という話で表記してまいりました。

長尾委員

だから今の十数年間もやってきた内容を、今度、言わば大きく、大きくでもないか、そ

れでも書き込むということは大変なことだと思う。これは県民にとっては、大変大きな問題であって、こういう大きな改革というか、改善だね、これがきちんと県民に届くためには小さく書いていたのでは分からないのであって、要はきちんとその判定結果の書類、きちんと明確に分かるように、そういう表記も考えていただきたいし、またこういうふうにもう一步、検査がきちんとするようになったよと、表記をするようになったよということ、県民に、つまり今まで浄化槽でおおむね適正と書かれた人の中で、本当は今の法律に違反していますよということをしきちんと分かるように、これを県民に周知をすることが大事だと思うので、今後この変更点の周知については、どのようなことを考えているのか。

三好水・環境課長

今、周知について御意見御提案いただきました。これにつきましては、今現在、来年度の6月から、結果調書をそういう方向に改めていこうとしておるんですけども、その中で浄化槽の保守点検業者、清掃業者、そちらのほうにまずは周知をしまして、一般の方にも伝わるように、6月からの結果調書ということで、ここ数箇月ですけども周知できたらと考えております。

長尾委員

これは大変な数、大変な利用者がいるわけだから丁寧にやる必要があるし、それこそ法定検査は何でやるの、やる必要ないじゃないのなんていうようなことが以前地元紙の読者の手紙に載ることが多々あったけれども、その都度県が、その説明をするというのが、過去繰り返されてきた中で、今回の大きなこの変化も十分丁寧に周知をしていかないといけないということから、当然マスコミ等に対しても、しっかり周知を図ることが大事かと思っておりますので、この点を強く指摘をしておきたいと思っております。

そこで、これを更に徹底していくんだけど、利用者の中には5人くらいの家族で住んでる人もあれば、一人暮らしの高齢者の人もあれば、年金生活者の人もあれば、いろいろな方がいる中で、なかなか難しいこともあるわけだけど。問題は、まず大きな所の201人槽とかね、いわゆる大きな施設、特に公共施設はまず一番にやらなくちゃいけないけれど、民間でも大きな施設、そういった所は社会的な責任というか、影響力、責任は重たいものであって、そういう意味では、そういう所からきちんと法律では段階を踏んでやるようになってるけれども、徳島県においては、はっきり言って何もしていない、いわゆる罰則があっても罰則までいくようなことはない。

そういったことについて、大きな所から、社会的責任の大きな所から、私は厳しくきちんとやっていく、法律どおりにきちんとやっていくべきだと思いますけれども、この点についてどういうふうにお考えですか。

三好水・環境課長

浄化槽の管理のことについて、指導監督について質問いただきました。現在も、大きな浄化槽につきましては、直接指導、うちの職員と保健所の人間とか、環境技術センターの人間とかで、直接に法定検査を受けてもらえるよう回っております。

ただ、委員が言われましたように、実際、今法定検査を受けていただいていないという

浄化槽が6万程度ございますので、全て個人の方を回っていくというのはなかなか難しいところがございますので、まずは環境負荷の大きい施設から直接指導に今も出向いているんですが、もっと堅実にやっていきたいと考えております。

長尾委員

御苦勞があらうかと思えますけれども、これは大きな責任があるのは県、市町村。そこが腰を引いたらこれはできない。環境技術センターというのは、県でも市町村でもない、あれは民間の団体だ。そういう意味からすると、一般の利用者は、間違える場合がある。そういう意味ではきちんと県が、リーダーシップをとって、指導力を発揮をして、市町村また業界関係者とこのあたりをきちんとやっていただきたい。

そういう所が範を示さないとなかなか皆さん納得してやっていただけないと、このように思いますので、その意味においては環境負荷の大きい所から、しっかりとやっていただきたいと思えます。

それから、今日先ほど申し上げましたが、地元紙で、下水道整備が大幅に先延ばしされた。旧吉野川流域の計画完了は2035年度だと。これも人口減の中で、また財政力が厳しくなっていく中で、やむを得ないことかとは思いますが、今日これ、地元紙一面に大きく書かれただけに、徳島県のこの流域下水道に関するこの記事に対して、県としてどういうふうに思っているのか、今後どうしようとしているのか、このあたり市町村との関係もあつたりするし、なかなか難しい問題だと思いますが、県の見解を聞かせていただきたいと思えます。

三好水・環境課長

委員から旧吉野川流域下水道整備について御質問いただきました。旧吉野川流域下水道事業の全体計画としましては、平成11年度に作成し、実は平成30年度を計画目標年次と定めておりました。

それで、昨年11月に期間延伸を行って、計画目標年次をおおむね20年後ということで、汚水処理構想の長期目標年次であります平成47年度、2035年度、新聞のとおりでございますけれども、ということで、工期を国に認めていただく計画としての補助金をもらっておりますので、その全体計画を見直したところでございます。

実際のところは、今回工期を延伸しまして、中の全体計画につきましては、これから関係市町と十分協議して、市町村の下水道計画としましては、メイン整備は全部市町村が行っておりますので、まだ全体計画を見直せていないところが多くございますので、市町村の計画をまずは固めていただいて、それを取りまとめて流域下水道全体の計画に変えていきたいと思えます。

今特に広域化、共同化ということで、いろいろと農業集落排水でございますとか、し尿処理場でございますとか、そのあたりをまとめて処理するというような考え方も出ておりますので、それらを十分周知しまして、関係2市4町とこれからの方向を今後進めていきたいと考えております。

長尾委員

今日の新聞にも、「県水・環境課は各市町村の考え方や終末処理場でのし尿の受入れなども含めて、旧吉野川流域下水道の今後について再検討する必要がある」というコメントが載っておりまして、今の答弁とほぼ同じなんだけれども、今後、本会議でこれも知事から御答弁のあった、合併浄化槽等についての戦略をこの3月中にプランをまとめて、この秋までに関係者との協議をもって、戦略を作ると。策定するというような答弁があったわけですが、この流域下水道を含めて、なお大きな課題がいっぱいある中で、誠に御苦労なことですが、しっかりと頑張っていたきたいとこのように思っております。

最後に、今日説明のあったこのジビエの資料を見て、シカとかイノシシとかそういうのを駆除、駆逐するだけじゃなくて、ジビエに利用するという観点が今うたわれているわけだけれど、その中で、猟銃で撃ったり、罠で取ったり、いろいろある。そういう中で、いわゆるジビエにできないもの、いわゆる小さなものという、そういったものの処理は今どうしているのかを知りたい。また、どの程度あるのか。

勝間消費者くらし政策課長

ただいま、長尾委員から、捕獲した部分でジビエ以外の部分の処理の状況ということで、御質問を頂いたところでございます。詳しいデータ等は今持っていない状況でございますが、今ジビエで処理加工をしている部分、捕獲した量から実際に二ホンジカあるいはイノシシでジビエとして処理をしている率が、二ホンジカにつきましては、昨年度につきましては約3.5パーセント。イノシシでございますと0.9パーセントということでございますので、逆に言いますと、それ以外の部分については、今ジビエとしての利用というものはできていないという部分になっておりまして、これらについて、更にこの処理加工率を増加をさせていきたいというふうに今、取組を進めていきたいと思っておりますのでございます。

長尾委員

そのとおりで、こっちの資料を見ると、今言われたようにジビエ処理加工施設における平成29年度の処理状況は、二ホンジカで捕獲頭数12,752頭に対し、処理頭数はわずか441頭。だから、正に12,300頭ぐらいが、どうなっているのか分からないというのだから、イノシシで捕獲頭数が7,488頭に対し、処理頭数は67頭。あとのほとんど7,421頭はどうなっているか。撃った方がいいが、全然処理していないという状況で僅か3.5パーセントと0.9パーセントに留まっていると。こういう状況になっているんですね。

ましてやこの中で、小さなものというのはこれはもう分からない、言ってみれば実態が分かってないという状況で、今後こういったことに対する調査や処理対応というのをしっかりと取り組んでいく必要があると思うんですが。

何でこんなことを私が言っているかということ、九州、福岡県の大牟田市動物園と九州大学が進めている取組として、有害駆除されたシカやイノシシの肉を動物園のライオンやトラなどに与える取組をやっているというんです。使われずに捨てられる肉を有効活用するとともに、動物の飼育環境を改善し、来園者にはより野生に近い動物の姿を見せることが狙いと。国内の動物園で実施している例は少なく、今月には取組を紹介するシンポジウムが挙行されていると。

その2月9日の大牟田動物園では、毛がそのまま残る生々しい肉の塊に、雌ライオンのリラがかぶりつき、引きちぎりながら食べる様子を獣舎のガラス越しに来園者が見守っていたと、こう書いています。駆除されたシカの肉を捨てずに活用しているんですと、飼育員の方の説明を聞きながら、来園者からはすごいねと声が上がると。この動物園では2017年の夏から不定期にイノシシやシカの肉をライオンやトラに与えていると。九州大学などのグループがこういったことを用意して、これまで10回やってきたと。

藁わらの陰に隠したりして、野生の本来の姿を取り戻していると言うのだけれども、そうしたことを環境エンリッチメントというらしいです。そういう動物の本来の姿を。欧米の動物園では、家畜の肉をほぼそのまま与え、飼育された動物のストレス、鳥とかそういうのばかりやられているライオンやトラというのはストレスが溜まって、それを軽減しようとする環境エンリッチメントという取組がある。こういったことを日本の動物園でもやっただと。餌になるのは罾で捕獲され、ジビエの料理には使えない小さなサイズのシカやイノシシ、感染症のリスクがある頭部と内臓を除いた上で、低温殺菌と冷凍処理したものを与えることにしていると。骨や皮はそのままにしているが、人間が食べてもいいレベルの処理をしていると担当者は話をしていると。この動物園のイベントでは、利用されずに捨てられる有害鳥獣を餌にすることや、環境エンリッチメントの意義を来園者に説明した上で、動物の様子を見てもらうと。来園者を対象としたアンケートでは、残酷とは思わないという回答が9割を占めると、こういうことで、環境エンリッチメントという取組が欧米であるし、日本でも始まっているということからね。もちろんジビエとして人間が食べるということもさることながら、せつかく捕った徳島県内のシカ、イノシシもちろんその捕ったところを出してくるといって、大変な手間、時間、苦労というのが大きな障害ではあると思うけれども、県も移動の車を作ったりしてやっているわけだから、こういった面についても、一回検討してみてもいいのではないかと。

これは当然徳島市の動物園ということであるけれども、もちろん県外の動物園もあるけれども、こういった件については、ちょっと検討すべきだと思うけれども。どうでしょう。

山根農林水産部次長

ただいま、シカ、イノシシ等のジビエの利活用ということで動物園の展示動物への利活用を推進してはどうかという御質問を頂いたところでございます。

まず、シカ、イノシシ等につきましては、委員の方々も御存じとは思いますが、感染症や寄生虫対策、これが重要でございます。そういう感染症や寄生虫対策が、十分疫学的に調査できているかどうかということで、徳島県といたしましても、イノシシ、シカ等について寄生虫による感染症を疫学的に調査しているところでございます。そういう危険性を十分認識した中で、例えば冷凍して寄生虫を殺す技術。こういう部分を十分確立した中で、将来的にも利活用を検討してみる値打ちはあると考えております。

今後は県としてこういった感染症対策を含めた調査を十分やった後、検討させていただきたいと考えております。

長尾委員

おっしゃるとおりでございます。ここの記事の中にも感染症のリスクがある頭部と内

臓を除いたうえで低温殺菌と冷凍処理したものを与えることにしていると。こういうふう
に明確に今の答弁のとおりやっている。骨や皮はそのままだけにしているが、人間が食べて
もいいレベルの処理をしているということでもありますから、当然トラもライオンも他のそ
ういう肉食の動物にとってもいい加減にはできないわけで、きちんとしたものを与えなく
てはいけません。

されども、環境エンリッチメントという野生の本来の姿、単なる飼育慣らされているも
のを見るのではなくて、そういうことがいろいろな教育にもつながっていくという面から
すると、ジビエという人間の食うものだけでなく、これからますますイノシシやシカ等
の駆除をする中で、そういった面も考えて、やはり流れというシステムを是非本県も構
築していくことが大事ではないかと思えます。

環境とくしまと言うのであれば、食品ロスとは直接はつながらないだろうけれども、そ
ういった動物のものをきちんとしていくということは、本県がやっているということであ
れば、徳島県のイメージも良くなるというわけでもありますから、是非こういった点につい
ても、ここでは九州大学と書いてあるけれども、本県には徳島大学もあるし、また徳島市
の動物園もあるし、そういう意味では今後一回関係者内で協議もして取り組んでもらいた
いと思いますが、この点、大学や市の動物園に、そういったことを一回諮って図ってみる
べきだと思えますが、この辺についても御答弁を願いたいと思えます。

山根農林水産部次長

ジビエの動物園展示動物への利活用に向けた今後の検討について御質問を頂いていると
ころでございます。県といたしましても、展示動物は非常に貴重な動物になりますから、
非常に高価な部分も踏まえまして、このジビエの安全性の確保、これが重要でございます。
そのあたりを十分検討した上で、将来的に徳島市、動物園等々と協議を進めてまいりたい
と考えております。

寺井副委員長

2点ほどお聞きしたいと思えます。この委員会でも何回か質問させていただいたわけ
でございますけれども、私の地元の阿波市にある九頭宇谷川に竹が繁茂して、先が見えない
ぐらいの高さになっていて、そこに毎年秋が来ますとスズメがたくさん来まして、私は空
中コンバインと申したわけでございますけれども、その周辺のお米を食べてしまうわけ
です。

今時分ですと、青い物がない中で、ヒヨドリが同じようにたくさんやって来て、追っ払
うとすぐその竹やぶに入って、隠れているということで、非常に周辺の農家の人が困っ
たわけでございますけれども、県において、昨年の暮れからその竹やぶを切っただい
ております。

本当に周辺の皆様さん方は喜んでおりますし、大きな水が出ると言いますか、防災にも
役立つと、周辺が明るくなったと西から東へ向いての先の見通しも良くなったというよ
うなことで本当に皆さんからもありがとうございますというお声も聞くわけでございます。
ただ心配するのは、竹でございますので、根がそのまま生き残っているということで、多
分、後2か月ぐらいすれば、タケノコが生えて、1年目はそんなに旺盛でないんですけれ

ども、2年目になってくると元の竹やぶと同じになってくるわけでございます。せっかくたくさんのお金を使って伐採をしていただいているのに、簡単に処理ができないというようなこともあるわけで、伐採した竹が再び伸びないような対策はできないのかなと思っ
ているところでございます。是非、何かいいことがありましたらお聞かせ願いたいと思いま
す。

新瀨河川整備課副課長

寺井副委員長から、九頭宇谷の竹の伐採における根の処理について御質問いただきました。九頭宇谷におきましては、河川内や堤防のり面の樹木でありましたり、今お話いただき
ました竹の繁茂が著しい所での伐採を進めております。

お話いただいたとおり、私どもとしては、洪水を安全に流し円滑に水防活動を行うため
に、適切な管理を進めていく、維持管理を進めていくという観点で取り組ませていただい
ております。この作業の中で、竹の伐採につきましては、樹木と違いまして翌年から若竹
の生長が考えられ、その対策といたしましては、除根を実施する場合もござい
ます。

ただ、通常、除根の場合、大きな機械で除根という話になります。掘削を伴う大規模な
除根を行いますと、現状の堤防というのは、土で締め固まって硬くなって土手になってい
る状況でございますので、堤防の弱体化、そういったことにつながるのではなかろうかと
いう可能性もござい
ます。

実際、私どもも地元の方からそういったお声も伺っているところございまして、この
ため、若竹の段階での再伐採であったり、これ以外に、例えばでございますけれども、除
草作業のほうで作業を実施させていただいておりますけれども、官民協働型での河川維持
管理システムをはじめとした地域と連携した伐採など、全国で様々な事例を研究させてい
ただくとともに、地元市や関係者の方々から幅広く意見をお伺いさせていただきながら、
対策を検討していくということを考えております。

寺井副委員長

なかなか根まで採るといのは大変だろうし、私も詳しく知りたいんだけど、御存じ
のとおり竹といのは、地際から切らないんです。あと例えば若竹を処理しに行くにして
も、なかなか難しいところがあるんです。しかも堤防ですから、除根をすると本当に堤が
きちんと守れるのかという部分もあるし、非常に微妙な世界ではありますけれども、何ら
か処置をしてできるだけせっかく投資というか伐採していただいたのが、長く続けるよう
な状況を是非保ってほしいと思っ
ているところござい
ます。

除根ということについて、もう少し詳しくお話を聞かせていただきたいんですけれども。

新瀨河川整備課副課長

現状の竹の処理でございますけれども、今、副委員長からもお話いただいたとおり、現
状は、繁茂している竹を根を残すような形で伐採をさせていただいて、それを搬出させて
いただいております。現地のほうでは根が残っているという状況でございます。根のこと
に関しましては、翌年であったり、翌々年、竹の再繁茂というところにつながる可能性も
ござい
ます。

私どもも河川の維持管理面を考える上では、竹の根というのは非常に長年の課題であったところをごさいます、除根であったり、継続的な再伐採につきましても、先ほど御説明させていただいた様に掘削に伴う堤の弱体化というのも心配する必要がございます。

一方で、将来にわたっての継続的な再伐採について、費用の確保についても、十分な検討が必要であるというふうに考えております。こうしたことから何らかの対策を検討する必要があると認識しておりますので、検討の一環といたしまして、まずは、竹の繁茂が著しく、除根によって、堤防に影響が生じる箇所での河川の維持管理手法について、現地での新しい対策の実証も含めまして、改めて検討させていただいて、その上で可能な手法から移していきたいと考えているところをごさいますのでよろしくお願いたします。

寺井副委員長

なかなか難しい部分があるわけをごさいますけれども、例えばさつきから言っていますように1回の投資というか、工事費等々が非常に高い中で、次は何年か押さえながらいけることができるなら一番有り難いと思っております。

近くの農家の方、住んでいる方がタケノコというか、木が若い時に簡単に倒せる時には、管理をしている方がいまして、そこはほとんど大きな竹が生えていない状況にあるので、地域の人たちとも連携をしてそういう世界も作ったらいいなと思っております。その辺は是非、一体となって連携して取り組んだら経費も安くなっていくのではないかと思いますし、管理等々はきちんと守っていけるわけをごさいますので、是非そういうことも、御指導をきちんとしていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

5月頃の若竹を処理するというのは、谷でございますのでマムシがたくさんいるんです。ですから竹や笹を焼ければ一番いいんだけど、それがないとすると、多分マムシがたくさんおるかなというような感じもしますので、今後につきましては、是非そういうことを含めて、官民が一緒になって環境を守っていけるし、堤を守っていける世界を作ってほしいので、今後ともよろしくお願したいと思っております。

木下委員長

他に質疑はございせんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

本年度最後の委員会でごさいますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また議事運営に格段の御協力を頂きましたことは、大変意義深いものであり、厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力の賜物であると、心から感謝申し上げます。

また、板東県民環境部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程において表明されました委員の意見、並びに要望を十分に尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、御挨拶といたします。ありがとうございました。

板東県民環境部長

本日、出席しております理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

木下委員長さん、寺井副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、この一年間、予算案、条例案をはじめとして、環境対策関係の様々な案件につきまして、御審議、御指導いただきまして、深く感謝申し上げます。

委員の皆様方から頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止めまして、今後の事務、事業の推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の今後ますますの御活躍を御祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

木下委員長

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時08分)